

平成21年11月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 差押持分払戻請求事件

(口頭弁論終結の日 平成21年9月14日)

判 決

原告 国

被告 Y事業協同組合

主 文

- 1 被告は、原告に対し37万4552円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、訴外A株式会社(以下「滞納会社」という。)による租税の滞納を理由に、滞納会社が有する事業協同組合である被告への出資持分を国税徴収法(以下「徴収法」という。)73条に基づき差押えた上、同法74条2項に基づく予告をして、同条1項に基づき、持分払戻請求をしたものの、被告が応じなかったため、同払戻請求権に基づき、持分払戻金及び遅延損害金の各支払を求めた事案であるが、当審における審理中に滞納会社が被告を脱退したことで、被告は、脱退に伴う滞納会社に対する持分全部の払戻手続を行い、同払戻金から滞納会社の源泉所得税を控除した残額を原告に弁済した。本件では、原告の徴収法74条1項に基づく持分払戻請求の効力、遅延損害金の起算日、遅延損害金算定の基礎となる元金額について争われた。

- 1 前提となる事実（証拠の掲記のないものは当事者間に争いが無い。）
- (1) 兵庫県尼崎市に所在する滞納会社は、一般貨物自動車運送を業とする株式会社で、事業協同組合である被告に昭和54年5月11日に5口（券面額5万円）、昭和55年3月1日に48口（券面額48万円）をそれぞれ出資し、平成13年10月9日時点で53口の被告の持分を有する組合員であった。
 - (2) 被告は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合であり、その定款（Y事業協同組合定款。以下「被告定款」という。）12条において、組合員は、予め、被告に通知した上で、事業年度の終わりにおいて脱退できるとして、組合員の自由脱退を定める（甲7）。また、被告の持分の譲渡は、中小企業等協同組合法17条により、被告の承諾を得なければ、その持分を譲渡することができない。
 - (3) 原告は、平成13年10月9日時点において、滞納会社に対し納期限の経過した租税債権合計2048万5988円（以下「本件国税」という。）を有し、その後、追加発生した租税債権、又、一部徴収した金額もあり、平成20年12月15日時点における滞納会社に対する租税債権は合計2679万6671円となっていた（弁論の全趣旨）。
 - (4) 原告は、平成13年10月9日、本件国税を徴収するため、徴収法73条に基づき、上記(1)の滞納会社の持分53口を差し押さえ、同日、差押通知書を被告に交付した。
 - (5) 原告は、平成18年3月10日付け書面をもって、被告に対し、上記(1)の滞納会社の持分に関し、差押持分を公売する場合、持分の譲り渡しを承諾するか否かを照会したところ、被告は、同年4月13日、「現段階では承諾不可」とする旨の回答をした。
 - (6) そこで、原告は、平成18年4月18日、被告に対し、上記(4)で差し押さえた滞納会社の持分53口につき、徴収法74条2項に基づき、「組合員等の持分の払戻等請求の予告通知決議書」を送付し、同月20日、同通知は被告に到達した。
 - (7) 原告は、平成18年9月19日、被告に対し、上記(4)で差し押さえた滞納会社

の持分53口につき、徴収法74条1項に基づき、「組合員等の持分の払戻等請求書」（以下「本件払戻請求書」といい、同書面に基づく払戻等請求を、以下「本件払戻請求」という。）を送付して払戻しを求め、同月21日、同請求書は被告に到達した。

(8) 被告は、平成19年5月24日、第38回通常総会（以下「被告第38回通常総会」という。）を開催し、平成18年度貸借対照表上の自己資本額、同年度土地評価益、出資口数等を決議し、それに基づき、平成18年度における「期中脱退組合員持分払戻し計算書」が作成され、同計算書上、1口当たりの持分額が9万2600円と算定された。

(9) 原告は、平成20年8月7日、被告に対し、上記(7)でした本件払戻請求において払戻請求対象とした持分の口数を「組合員等の持分の払戻等請求書の更正通知書」（以下「本件更正通知書」という。）により53口全部から一部である52口の持分（以下「本件一部持分52口」という。）に更正し、同月8日、同通知書は被告に到達した。

(10) 持分の払戻しは、出資口数の減少と同視され、払戻額については出資口数の減少について定める被告定款17条3項で準用する同14条に基づき算定される。そして、被告定款14条本文は、「組合員が脱退したときは、次に算出した額の7割を限度として持分を払い戻すものとする。」と規定し、その1号で「脱退した事業年度の末日における貸借対照表上の資本の総額に土地の評価益を加算した額を当該事業年度末の出資口数で按分した額で、総会において定める。ただし、土地の評価益については、相続税法に基づく相続税評価額から帳簿価額を控除した額。」と定められている（甲7）。

(11) 本件払戻請求（ただし、その効力については後記のとおり争いがある。）の払戻額は、当該1口当たり持分額9万2600円に本件一部持分52口を乗じた額481万5200円の7割に相当する337万0600円（被告定款23条2項により100円未満切捨て）と計算される。

(12) 滞納会社は、平成21年2月26日、被告定款12条1項に基づき、被告に脱退を通知し、事業年度末である同年3月31日付けで被告を脱退した。

(13) 被告は、平成21年3月31日、被告定款14条に基づき、脱退による滞納会社への全部持分払戻し手続（当該1口当たりの持分額を9万2600円として計算）を行い、その払戻金額343万5400円（100円未満切捨て。）から源泉所得税58万1080円を控除した285万4320円を原告に弁済した。

これに対し、原告は、上記285万4320円につき、本件払戻請求にかかる部分280万0480円と本件差押え後、滞納会社が被告から脱退したことにより履行期が到来した債権として、別途、滞納会社にかかる租税債権の支払に充当された1口の持分払戻金に由来する5万3840円を自主的に原告に支払ったものとして扱った。

なお、本件一部持分52口の持分払戻金337万0600円にかかる源泉所得税額は57万0120円である。

2 原告の主張

(1) 滞納会社の本件一部持分52口の持分金337万0600円の払戻請求権は、平成21年3月31日、被告の弁済により消滅し、原告の被告に対する債権額は、同日までの遅延損害金額、すなわち、337万0600円に対する本件払戻債務が確定した日（被告の第38回通常総会において、平成18年度貸借対照表上の資本額、同年度土地評価益、出資口数等が決議された日）の翌日である平成19年5月25日から平成21年3月31日までの商事法定利率年6分の割合による遅延損害金37万4552円である。

算式：337万0600円×0.06×(1年+311日/365日) = 37万4552円

(2) 本件払戻請求の効力

被告は、本件払戻請求は53口の持分全部の払戻しを求めるものであって、一部請求ではないから効力がない旨主張する。

しかし、そもそも、行政処分は、それが違法なものであっても、その違法が重

大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認めるべき場合を除き、適法に取り消されない限り、完全にその効力を有するものとして扱われる。

そして、全部持分である53口に係る本件払戻請求は、52口の持分払戻請求の限度では何らの違法も存しないから、本件払戻請求書中、払戻請求の対象を持分全部である53口としたことが、52口の持分払戻請求を含む本件払戻請求に係る処分全体を無効ならしめるほどの重大かつ明白な違法と認められないことは明らかである。

したがって、本件払戻請求は、少なくとも52口の持分に係る払戻請求の限度では有効な処分として成立し、本件払戻請求書の送達によってその効力が発生しているのであるから、この点に関する被告の主張は理由がない。

なお、平成20年8月8日到達の本件更正通知書は、本件払戻請求書が滞納会社の全部持分53口の払戻しを請求する内容となっていたため、うち1口の持分に係る払戻請求が効力を有さず、原告の被告に対する払戻請求権が53口の一部である52口についてのみ有するものであることを明示するために、通知したものにすぎないから、本件更正通知書が送付されたからといって、本件払戻請求書の送達により発生した本件払戻請求の効果が消滅し、新たに本件持分に係る払戻請求の効果が発生したものではない。

(3) 本件払戻債務の始期

上記のとおり、滞納金社の持分52口に対する原告の本件払戻請求権は、本件払戻請求書の送達により発生したものである。

そして、本件持分の払戻しは、出資口数の減少と同視できるので、払戻額については、被告定款17条3項、14条において、組合員が脱退した事業年度の末日における貸借対照表上の資本の総額に土地の評価益を加算した額を当該事業年度末の出資口数で按分した額で、総会において定めるとされていることから、持分払戻請求に係る払戻債務は払戻請求がされた後、払戻額が確定したときに期限が到来する不確定期限付き債務というべきである。

そして、その期限の到来は、被告の総会における決議時に確定することから、上記総会決議時に同債務の期限が到来するとみるのが相当である。

したがって、本件持分払戻債務の履行期限は、本件払戻請求書が被告に送達された日の属する事業年度に係る被告第38回通常総会の決議がなされた平成19年5月24日に到来し、当該債務の遅延損害金の始期は、その翌日である同月25日とすべきである。

(4) 遅延損害金算定の元金

被告は、本件一部持分52口の請求額337万0600円から源泉所得税57万0120円を控除した280万0480円を元金として、遅延損害金を計算すべき旨主張する。

本件持分払戻金に係る源泉所得税額は、本来、滞納会社が本件払戻しを受けることによって納税義務を負うべき所得税について、被告が所得税法に基づく源泉徴収義務を負うことで、所得税相当額を本件払戻しの際に滞納会社から預かり、これを滞納会社に代わって国に納付するものにすぎず、源泉所得税相当額も本件払戻請求額の一部を構成するものであるから、本件払戻請求に係る遅延損害金の計算の基礎となる金額については当該源泉所得税相当額を控除する理由はない。

そもそも、所得税法212条3項は、内国法人に対し、国内において同法174条各号に掲げる利子等の支払をする者は、その支払の際、当該利子等について所得税を徴収し、国に納付しなければならないとして、支払者が自ら支払を行った場合に、当該所得税を徴収しなければならない旨規定している。これに対し、支払をすべき者が自ら支払をしないときに、支払を受けるべき者が支払をすべき者から強制執行等によって、当該支払額を取り立てた場合においては、当該取立ては、同条項の「支払」に該当しないから、源泉徴収義務は発生せず、支払を受けるべき者はその全額を取り立てることができる。

そうすると、仮に原告が、被告に対する払戻請求額を取り立てるために、債務名義を取得して被告所有の財産に対する強制執行を申し立てた場合には、当該請

求債権としては源泉所得税を控除することなく、払戻請求債権全額の取立てを行うことができたものである。

また、源泉徴収による所得税の納税義務は、「源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時」に成立するのであって（国税通則法15条2項2号）、それより前の、当該所得に係る支払債務の発生時ないし履行期限に成立するものではない。そうすると、本件持分払戻債務の履行期限経過後、その支払までの間においては、未だ被告の源泉徴収による所得税の納付義務は発生しておらず、したがって、被告の上記主張は、その前提を欠いており、失当というべきである。

3 被告の主張

(1) 本件払戻請求の効力

平成18年9月21日到達本件払戻請求書には、払戻請求をする持分の種類及び口数等は、次のとおり記載されている。

「Y事業協同組合に対する出資 53口の持分

出資証券 記号番号 ●●号

出資数 53口

出資金額 53万円」

したがって、本件払戻請求は滞納会社の持分全部53口の払戻請求であって、その一部請求でないことは明らかである。

持分の一部払戻請求には、徴収法74条1項の明示に加え、払戻請求をする持分の一部を特定することが必要である。

しかるに、上記のとおり、本件払戻請求書には、払戻請求をする持分は53口の全部持分と記載されているのみで、払戻請求する持分の一部が全く特定されておらず、また同記載をもって、53口の一部である52口の払戻請求があったと読み替えることもできない。原告が平成20年8月8日到達の本件更正通知書を被告に送付したのは、まさに本件払戻請求書の上記不備ないし瑕疵を修正しようとしたからであり、原告自身、かかる瑕疵を自認したものである。

以上より、本件払戻請求書は、持分の一部払戻請求の要件を満たしていない以上、その主張は失当である。

加えて、本件払戻請求書には、「国税徴収法徴収法第74条1項の規定により請求します。」とあり、そもそも「国税徴収法徴収法」などという法律は存在せず、国税徴収法74条1項の明示についても不適切であり、いずれにせよ、本件払戻請求には払戻請求としての効力はない。

(2) 本件払戻債務の始期

原告は、本件一部持分52口の払戻請求ができるところ、被告が原告から本件一部持分52口の払戻請求を受けたのは、平成20年8月8日到達の本件更正通知書によるから、遅延損害金の始期は、その翌日である同月9日と解すべきである。

(3) 遅延損害金算定の基礎となる元金

被告が組合員に対し出資金の全部又は一部を払い戻す際、これを配当等とみなし、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務（所得税法6条、24条、25条1項）を負い、被告は、支払の際にその配当等について所得税を徴収しなければならない（所得税法212条3項）のであるから、強制執行等による取立てによらない限り、原告が被告に請求できるのは、当初から本件払戻額から源泉徴収による金額を控除した残額に止まるものと解すべきである。

それ故、遅延損害金の基礎となる金額（元金）は、本件払戻額から源泉所得による金額を控除した残金ということになる。すなわち、本件一部持分52口の請求額337万0600円から源泉所得税57万0120円を控除した280万0480円が元金となり、これに対する平成20年8月9日から平成21年3月31日までの遅延損害金は10万8000円となる。

(4) したがって、被告は、遅延損害金10万8000円の限度で支払義務を負うに過ぎない。

第3 当裁判所の判断

1 本件払戻請求の効力

被告は、本件払戻請求書は、全部払戻しを求めるものであって、一部払戻請求としての効力はなく、また、払戻を求める口数等も特定されていない旨主張する。

確かに、本件払戻請求書は、滞納会社の全部持分である53口の払戻しを求めているもので、その記載上、一部持分の払戻しを求める趣旨は何ら示されておらず、適用法についても「国税徴収法徴収法第74条第1項」と記載されるなど、明白な不備が存していることは、被告が指摘するとおりである。

しかし、行政処分は、それがたとえ違法なものであったとしても、その違法が重大かつ明白で当該処分を無効ならしめるものと認むべき場合以外は、適法に取り消されない限り完全に効力を有するものとして扱われるべきもの（最高裁判所昭和30年12月26日第三小法廷決・民集9巻14号2070頁）、であるところ、本件払戻請求書の違法の程度は52口の持分はその一部であることや後記の通り本件払戻請求自体からも52口の持分払戻しを求めていると解し得ることなどに照らし、それ自体を直ちに無効ならしめるような重大な違法があるものといえないから、その効力は、徴収法74条1項の範囲内で有効と解され、一部払戻請求書としての効力を有するものというべきである。

また、「国税徴収法徴収法」なる法律が存在しないことは明らかで、その記載自体からしても「国税徴収法徴収法74条第1項」なる記載は、「国税徴収法第74条1項」の誤記であることが一見して明らかというべきで、かかる記載のみからも十分、国税徴収法74条1項を明示しているものと認められる。そして、国税徴収法74条1項は、「その持分の一部払戻しを請求することができる。」と規定しているのであから、この条項が示されていることで、原告に全部持分の払戻しを請求する権限がなく、そうである以上、原告が本件払戻請求により持分の一部払戻しを求めている趣旨であることは被告としても容易に解し得るといえるべきである。

したがって、本件払戻請求書の記載内容自体から、原告が一部払戻しを求めているものと解することが相当である。

被告は、一部持分の払戻請求としても、払戻しを求めるのが1口なのか、52口なのか、全く特定がなされていないとする。

しかし、この点、本件払戻請求書（甲5の1）に添付された滞納税金目録によると、税目が平成5年から平成12年までの消費税や地方消費税であり、滞納されている本税のみの合計額だけでも725万5961円で、ほかにいずれの税目についても延滞税も要すとされていること、同じくその財産目録よると、払戻しを求める財産が滞納会社の被告に対する持分権で、出資口数53口、出資金額53万円とされ、被告の平成18年度における1口当たりの持分額が9万2600円と算定されており、持分全部である53口の持分額合計でも490万円余にすぎないのであって、本件払戻請求を受けた当時、被告としても53口の持分の価値として、その程度であるとの認識は有していたものと推認できること、徴収法74条1項が持分全部の払戻請求を認めていないのは、事業協同組合等の構成員としての地位を持続できるよう、必要最小限度のものは払戻請求の対象から外そうとしたものであることなどからすると、原告（当時の担当は、尼崎税務署長）が一部持分の払戻請求として、1口分のみを除いた52口の払戻しを求めているであろうことは容易に推察できるものであるから、特定されていないとする被告の主張は採用しない。

以上によると、本件払戻請求書による本件払戻請求は、有効に成立しており、その払戻請求は一部持分である52口の範囲で有効と解することができ、そもそも持分の一部の払戻請求を受けていないとか、その払戻請求の範囲が特定されていないなどとする被告の主張はいずれも採用できない。

2 本件払戻債務の始期

被告は、本件払戻請求に係る遅延損害金の始期は、本件更正通知書が被告に送達された平成20年8月8日の翌日である同月9日である旨主張する。

しかし、上記のとおり、本件払戻請求が持分52口の一部払戻請求として有効と解することができる以上、原告の払戻請求権は、本件払戻請求書が被告に送達された平成18年9月21日に発生しているものと解すべきであり、被告が主張するよ

うに本件更正通知書が送達された平成20年8月8日と解することはできない。

そして、本件払戻請求による被告の債務は、当該事業年度末における資本の総額等に基づく被告の総会における決議時に確定するものであるから、被告の総会の決議成立にかからしめられた不確定期限付きの債務と解すべきである。

したがって、その履行期限は、本件払戻請求書が被告に送達された日（平成18年9月21日）の属する平成18年度に係る被告第38回通常総会の決議がなされた平成19年5月24日に到来するのであるから、遅延損害金の始期は、その翌日である同月25日と解すべきである。

よって、この点に関する被告の主張は採用できない。

3 遅延損害金算定の基礎となる元金

被告は、本件一部持分52口の請求額337万0600円から源泉所得税57万0120円を控除した280万0480円が遅延損害金算定の元金とすべきであるとし、元本額から源泉所得税分を控除すべきことを主張する。

しかし、所得税法212条3項によると、内国法人に対し、同法174条各号の課税標準に掲げる配当等の支払をする者は、その支払の際、配当等について所得税を徴収しなければならないとされ、源泉徴収による所得税の納税義務は、源泉徴収をすべきものとされている所得支払のときに成立し(国税通則法15条2項2号)、それより前の、当該所得にかかる支払債務の発生時ないし履行期到来時に成立するものではない。

本件において、滞納会社の一部持分52口337万0600円に対する本件払戻請求権は、上記のとおり、平成19年5月24日に期限が到来し、その翌日である同月25日から遅延損害金が発生するのに対し、滞納会社の脱退により、被告がなしたその全部持分53口の払戻金の支払は、平成21年3月31日になされたものであるから（もっとも、被告は、その支払分を滞納会社にではなく、原告に弁済している。）、被告の源泉徴収による所得税の納税義務はその時点において初めて成立したものである。

そして、原告も主張するとおり、強制執行等による場合は、所得税法212条3項の「支払」に該当せず、全額の取立てができることを考えると、源泉所得税を源泉徴収義務が発生する以前の段階から、予め、考慮しなければならないとする理由はない。したがって、遅延損害金算定の基礎となる元金は、源泉所得税を控除しない520337万0600円とすべきであり、平成19年5月25日から平成21年3月31日まで一部持分520337万0600円に対する商事法定利率年6分の割合による遅延損害金37万4552円が発生している。

計算式：337万0600円×0.06×（365日+311日）÷365日＝37万4552円

以上からすると、源泉徴収による所得税の納税義務を理由に、予め、遅延損害金の計算の基礎となる金額を源泉所得税相当額を控除した金額としなければならない理由はなく、この点に関する被告の主張は採用できない。

- 4 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法61条を適用して主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所尼崎支部第2民事部

裁判官 小林直樹